

令和6年11月18日

第17回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第17回総会議事録

1. 日 時 令和6年11月18日(月)午後3時

2. 会 場 市民会館 301号室

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曳地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	17番 古関 恵子	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	

5. 欠席の委員 18番 柴田 徳男

6. 事務局の出席者

事務局 長	阿藤 裕之		
次長兼農地係長	阿部 三起夫	主 査	小針 道理
庶務係長	丹治 薫	会計年度任用職員	渡辺 久美子

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	18番 柴田徳男委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第17回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員を、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 7番：山岸由美子委員、19番：武田勇夫委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後5時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後5時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(71件)】 合計71件、令和6年11月18日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転5件、賃貸借権設定4件、使用貸借権設定2件、地役権設定1件、区分地上権設定1件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番(発言を求める。)
議長	佐藤委員(発言を許可する。)
2番	整理番号1番から3番について説明いたします。整理番号1番ですが、下水道を水路に流し込むため、地役権設定し支障なく使用するものです。整理番号2番、3番ですが、譲受人と譲渡人の自作地相互の交換です。面積に違いはありますがお互い納得しております。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号4番から3ページ7番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」

	のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号4番から7番について説明いたします。整理番号4番ですが、譲渡人は体調不良で他の人に保全管理をお願いしておりましたが、隣接する畑の所有者である譲受人が、野菜を栽培するということで贈与する案件です。整理番号5番から7番は、譲受人が経営規模の拡大をするものです。4件とも、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号8番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号8番について説明いたします。譲受人の自作地付近で耕作利便のため、所有権移転するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号9番について説明いたします。譲受人が自作地続きで耕作利便なためじゃがいもを栽培する予定です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号10番から4ページ12番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号10番から12番について説明いたします。整理番号10番につきましては、譲受

	人は自家消費栽培をするものです。整理番号１１番につきましては、譲受人は営農型太陽光発電設備の下部で野菜を栽培するものです。整理番号１２番につきましては、整理番号１１番関連で、営農型太陽光発電に係る区分地上権設定のためのものです。以上３件とも、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
２番	議長２番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２番	はい。整理番号１１番ですが、現況田となっておりますが、太陽光パネルの下で水稻を耕作するのですか。
２０番	議長２０番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
２０番	先月の総会で、暗渠にするという案件があったと思いますが、暗渠にしたところを畑として利用し、かぼちゃを栽培する予定です。
議長	佐藤委員よろしいでしょうか。
２番	はい。
議長	その他ございませんか。
	〔発言なし〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号７番、整理番号１３番の１件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
２３番	議長２３番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
２３番	整理番号１３番について説明いたします。譲渡人は譲受人の息子に、来年度経営を移譲する予定で、譲渡人のすべての農地に使用貸借権を設定する申請です。譲受人は非常に真面目と聞いていますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第１号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号１番から１３番までの１３件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第２号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の５ページをご覧ください。議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転４件、使用貸借権設定１件、計５件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

	区域番号3番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番について説明いたします。住宅を建設した時から、建物の一部が隣接した農地に越境していたことが判明し是正するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号2番について説明いたします。譲受人と譲渡人は親族関係で、申請地周辺は住宅地のため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
19番	議長19番（発言を求める。）
議長	武田委員（発言を許可する。）
19番	整理番号3番について説明いたします。譲受人は実家の近くに住みたいということで、不動産会社の紹介で申請地に決めたようです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	半澤委員（発言を許可する。）
21番	整理番号4番について説明いたします。先ほど説明しました議案第1号、整理番号11番、12番の関連で、周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号5番について説明いたします。譲受人は譲渡人の娘婿で、分家住宅敷地ということで、所有権移転の申請をするものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更することによる変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。設計業務に想定より時間がかかり、また設計内容に変更が生じた事により、当初予定していた期間内に工事を完了させることが困難となったため、事業の操業期間を延長するものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

次長	議案書の7ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。 区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。10月8日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認し山林化していると判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号2番について説明いたします。約20年前から耕作していないということで、10月21日に事務局、農業委員、推進委員で現地確認を行い山林化していると判断しました。ご審議よろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 9ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、借受人は貸付人のタン

	クを通して水を引かなければならないという縁もありまして、今回賃貸借権を設定するものです。整理番号2番ですが、更新できちんと栽培をしており、今回も間違いなく作付けされておりまして。2件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号3番から6番について説明いたします。整理番号3番から5番については、同じ借受人で規模拡大のため、現在遊休農地の畑にももを植栽するものです。整理番号6番については、借受人の祖父が貸していた畑を借受人が新規就農して栽培するものです。いずれの案件も区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号7番から10ページ8番までの2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号7番から8番について説明いたします。貸付人は体調不良のため、耕作ができなくなり、地域でも優秀な農家の借受人が耕作するものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします
	次に、報告を事務局より願います。
次長	議案書11ページ、報告第1号から23ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	最後に議長から、令和7年度 農作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会へ付託をいたしますので、安齋昭通小委員会委員長ならびに小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、

会長代理

よろしくお願いします。
これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。
〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
慎重審議ありがとうございました。
これで、第17回総会を終了いたします。

(午後3時35分)

令和6年11月18日

これは、福島市農業委員会第17回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人7番 山岸 由美子

議事録署名人19番 武田 勇夫